

第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

第1章

生涯学習社会の実現と 教育政策の総合的推進

「図書館の新たな役割」

1. 「図書館海援隊」プロジェクトについて

従来、一部の公立図書館では、来館者に対する情報提供・相談業務を発展させ、地域が抱える様々な課題に対する課題解決支援サービスを実施しています。

平成22年1月5日に、上記サービスに関する知見の豊富な有志の図書館が「図書館海援隊」を結成し、貧困・困窮者に対する支援としてハローワークなどの関係部局と連携しながら、より本格的・継続的にその活動を開始しました。

その後、新たな図書館が加わり、さらに貧困・困窮者支援以外にも地域や住民の課題解決を支援するため、医療機関・保健福祉センター・法テラス等関係部局と連携しながら、医療・健康、福祉、法務等に関する役立つ支援・情報の提供を行っています。

図書館での課題解決支援活動の例として、次のことがあります。

- ・労働・生活に関するトラブル解決に役立つ図書などの紹介・提供や相談会の開催
- ・心の問題、健康に関する図書などの紹介・提供や相談会、講演会等の開催
- ・自己啓発、技術・資格・就職に関する図書などの紹介や提供
- ・行政の支援制度に関する資料などの提供、説明会・セミナーの開催

2. 「新しい公共」の担い手の「居場所」と「出番」の確保

現在、教育や子育て、まちづくり、福祉等、今まで「官」が主として担ってきた分野において、地域の人々が参加し、「官」の代わりにそれらの分野を担っていくという「新しい公共」の実現が求められています。

社会教育施設は、身近な地域のどこにでもあり、誰でもその活動に参加することが可能な施設であること、様々な情報や活動の集中する施設であることなどから、地域の核となり、NPO・大学・企業等とのネットワークにより、地域の課題に応える「新しい公共」の中心となる施設として機能強化が図られることが必要です。

特に、図書館には、全国至るところにある施設・様々な情報・その情報を使いこなすための専門的職員(司書)の配置があります。そのため、それらを活かして、行政、市民、NPO、学習グループ、大学、企業等が有する各種の資源を統合し、住民による住民のための地域課題解決に向けてのまとめ役となる新たな役割を果たすことが求められています。このため、図書館海援隊参加館もしくは地域が抱える様々な課題に対する解決支援サービスを実施している図書館が、「新しい公共」を担う人々の連携・情報共有・アドバイスの中核の一つとなることにより、地域の「絆」の強化や活性化にも効果をもたらすものと期待されます。

(「図書館海援隊」参加図書館の連絡先・主な取組内容については参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kaientai/1288450.htm)



鳥取県立図書館「働く気持ち応援コーナー」のテープカットの様子
平成22年3月12日

第1章 総論

社会経済の大きな変化の中で、人生の様々な段階における多様な目的を持った学びや、そのための環境づくり、すなわち「生涯学習社会」の実現に向けた取組の重要性が増大しています。「生涯学習社会」とは、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の意味で用いられます。

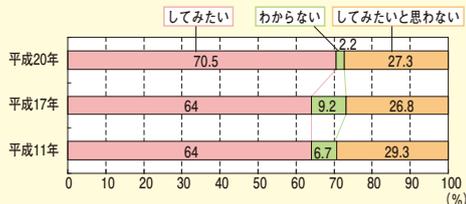
政府としては、生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」を策定し推進体制の整備を図ることとし、平成18年に改正した教育基本法に生涯学習の理念を明記したところですが(第3条)が、まだ生涯学習社会の実現は道半ばであり新たな課題が生じています。

まず、子どもたちだけではなく、成人の学習活動や地域活動・社会活動を行う人の割合や活動時間は近年減ってきていることが様々なデータから浮かび上がってきます。例えば、世論調査によれば、生涯学習をしてみたいと思う人の割合は、全体の約7割を超えています。実情としては、約5割の人が、この1年くらい生涯学習を行っていないと回答しています。この理由として、仕事が忙しくて自己啓発を行う余裕がないことや費用が多額にかかることが挙げられています(図表2-1-1、図表2-1-2)。

しかし、以下に示すような現在の社会状況の変化の中では、生涯学習の意義がますます高まっています。

図表2-1-1 生涯学習に関する世論調査結果

○生涯学習に対する今後の意向



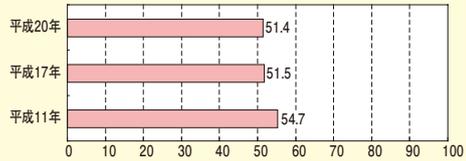
出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」より作成

(備考1) 対象者は、平成20年：全国20歳以上の者3,000人、平成17年：全国15歳以上の者5,000人(ただし、本設問への回答は20歳以上の者)、平成11年：全国20歳以上の者5,000人

(備考2) 項目「今後生涯学習をしてみたいと思うか」という問に対する回答

○生涯学習の実施状況

・この1年くらいに生涯学習を行っていない者の割合



出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」より作成

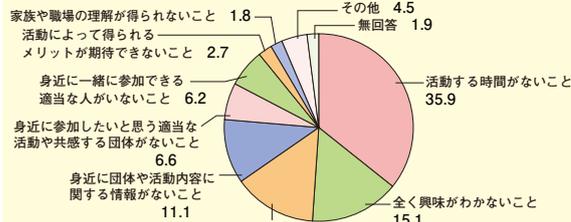
(備考1) 対象者は、平成20年：全国20歳以上の者3,000人、平成17年：全国15歳以上の者5,000人、平成11年：全国20歳以上の者5,000人

(備考2) 項目「この1年くらいにこのような*生涯学習を行ったことがあるか」という問に対する回答

*趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道など)、教養的のもの(文学、歴史、科学など)、社会問題(社会・時事問題、国際問題、環境問題など)、健康・スポーツ(健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など)、家庭生活に役立つ技能(料理、洋裁、和裁、編み物など)、育児・教育(幼児教育、教育問題など)、職業上必要な知識・技能(仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など)、語学(英会話など)、パソコン・インターネットに関すること、ボランティア活動やそのために必要な知識・技能(点訳、手話、介護など)、自然体験や生活体験などの体験活動、勤労体験など

図表2-1-2 ワーク・ライフ・バランスと生涯学習

○地域の活動などへの参加を妨げる要因

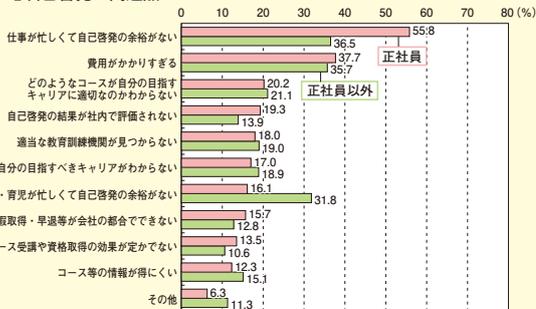


出典：内閣府「国民生活満足度調査」(平成15年度)より作成

(備考1) 項目「NPOやボランティア、地域での活動に参加する際に苦勞すること、又は参加できない要因となることはどんなことですか。あなたにとってあてはまるものに1つ○を付けてください。(○は1つ)」への回答

(備考2) 回答者は全国の15～79歳までの男女3,908人

○自己啓発の問題点



出典：厚生労働省「能力開発基本調査報告書平成21年度」より

(備考1) 調査対象は、日本国全域において日本標準産業分類による15大産業に属する30人以上の常用労働者を雇用する事業所から抽出した約6,700事業所に属している労働者のうち、一定の方法により抽出した約20,000人。

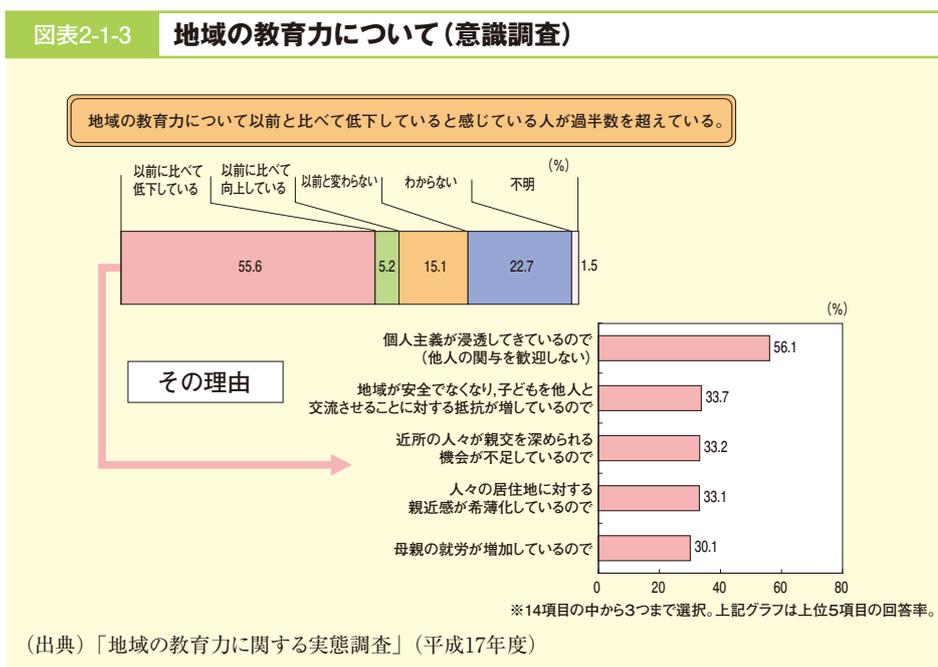
(備考2) 項目「自己啓発にあたって、どのような問題点を感じますか。該当するものすべてに○をつけてください。」への回答

- ①少子高齢化、人口減少の中で、一人一人の能力・個性を最大限に伸ばすとともに、多様な人材を活用することは我が国の経済社会にとっても不可欠となっていること、
- ②特に、グローバル化の中での産業構造や雇用構造の急激な変化の下で、これに対応して生涯にわたり職業能力や就業能力を持ち、社会生活を営んでいく上で必要な知識・技能等を学び直すことが求められていること、
- ③また、非正規雇用の増大や企業の破たんリスクなどを背景として、格差や貧困の問題が指摘される中、個人が知識や技能を身に付け、経済的に自立することを支える教育・能力開発の機会の充実が求められること、
- ④さらに、昨今、自立と共生の理念や社会における絆の再生の重要性を踏まえて、行政だけでなく地域住民や企業、NPOなど多様な主体が参画して社会の公益を実現していくことが課題となっており、活力ある地域づくりの実践やそのための学びの活動として生涯学習が重要となっていること、
- ⑤他方、高齢化社会の到来により、高齢者が豊かな生活を送るため、知的欲求に応える教育機会の充実が求められていること

特に、④で述べた点に関して、地域づくりや地域が持つ力の向上は、様々な課題についての学びとその実践の過程そのものであると捉えることができます。例えば、地域の教育力の低下が指摘されている(図表2-1-3)中、学校現場においても地域ぐるみで学校を支援する取組として、学校支援地域本部や放課後子ども教室などの実践が進められています。これらの取組は、子どもにとっての学びを豊かにし、学校の機能を強化するだけでなく、参加する地域の方々にとっても学びやその成果の活用である生涯学習としての側面を持っており、このことが地域の絆を強め、活力ある地域づくり、ひいては社会全体の活性化にもつながることが考えられます。

このように、社会経済が大きく変化する中で、今改めて生涯学習という視点で教育や教育政策を総点検していくことは極めて重要であると考えられます。

現在、経済界、労働界、国・地方公共団体が一体となって、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けて取り組んでいるところですが、仕事と生活の調和にとどまらず、「学習」や「地域活動」の充実によって「仕事」と「生活」がともに豊かになると考えられます。このため文部科学省では、言わば「ワーク・ラーニング・バランス」とも言うべき考えに立って、生涯にわたる学びが原動力となって社会が活性化されるよう様々な施策の推進に努めていきます。



第1節

教育政策の総合的推進

1 教育基本法と教育振興基本計画

平成18年12月「教育基本法」が改正され、同法第17条第1項に基づき、20年7月、政府として初めての教育に関する総合的計画として、「教育振興基本計画」（「計画」）が閣議決定されました。

計画では、「教育基本法」に示された理念の実現に向け、今後10年間を通して目指すべき教育の姿として、①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる、という二つを掲げています。

また、この目標の実現のために、施策の四つの基本的方向を明らかにし、平成20年度から24年度までの5年間に、取り組むべき77の具体的施策を打ち出すとともに、これらの施策を着実に実施し、教育改革を実効あるものとするために、PDCAサイクルを重視することで、より効率的で効果的な教育の実現を目指しています。

さらに、教育の振興のためには、国と地方公共団体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力することが重要であることから、地方公共団体においても国の計画を参考にして、それぞれの地域の実情に応じた計画の策定に努めることとなっています。平成22年3月31日現在、36の都道府県・政令指定都市で計画が策定されています。

今後とも、「教育立国」の実現に向けて、施策の状況について不断の点検を行いながら計画を着実に実施し、教育の振興のための一層の取組を進めていきます。

2 教育政策の今後の展開

さらに、最近の教育をめぐる現状を踏まえ、様々な施策を展開しています。

(1) 教育費負担の軽減

昨今の経済と雇用状況の悪化の中で、教育の経済的負担の不安をなくし、全ての意志ある人が安心して質の高い教育を受けることができるようにしなければならないという考えの下、平成22年4月より、公立高校の授業料は不徴収、私立学校等では就学支援金を支給することにより教育費負担の軽減を図りました。また、高等教育についても、各大学の授業料減免の拡大への支援や奨学金事業の拡充を進めています。

(2) 学校の教育力の向上

公教育の質の向上のため、国際的に見て低い水準にある教育への投資をしっかりと確保し、「ヒューマン」「ソフト」「ハード」のあらゆる面において、学校の教育環境を整備する必要があります。特に教員の質と数の充実が最重要課題として、教員の資質向上方策の見直しや教職員定数の改善の在り方について検討を進めています。また、教材のデジタル化などの教育の情報化の推進や指導方法・学習方法の変革とそれを支える学習環境づくり、環境教育、コミュニケーション教育など、21世紀にふさわしい学校教育への転換を目指しています。さらに、学校施設の安全性を確保するため、積極的に耐震化に取り組んでいます。

(3) 世界をリードし貢献する大学の実現

大学が我が国の将来や世界、そして地域に貢献する機能を充実していくため、学生の学力や就業力の育成など社会の期待に応える大学教育の推進やイノベーションの創造に貢献し世界をリードする大

学院の形成・強化などに取り組みます。また、社会人がいつでも大学で学び、その成果を社会で活かせる環境づくりや、大学の人材育成や研究成果の活用による地域産業の活性化についても支援するとともに、喫緊の課題である医師不足解消のための医学部の入学定員の増員や優れた医療人の養成、地域医療に貢献する大学病院の充実を行います。さらに、大学間の国際交流や留学生の受入れ・派遣の拡充などに取り組み、今後の東アジア交流やアジア太平洋協力を支える人材の育成と域内の共通課題の解決に長期的視野を持って貢献していきます。

(4) 新卒者の就職支援と社会人・職業人として自立できる人材の育成

学生・生徒の就職環境は、大卒予定の内定率が過去最低水準となるなど、非常に厳しい状況にあり、政府の緊急雇用対策を踏まえ、関係省庁と協力して新卒者の就職支援に取り組んでいます。一方、若者の非正規雇用の増加や新卒者の早期離職など、学校から社会・職業への移行を巡る課題が顕在化しています。このため、各学校段階を通して、社会・職業との関連を重視したキャリア教育・職業教育の充実を進めることにより、社会人・職業人として必要な能力を身につけ、勤労観・職業観を確立した人材の育成に努めています。

(5) 「新しい公共」の実現

官だけではなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野で活躍していく「新しい公共」を実現することが求められています。特に、学校支援地域本部など地域による学校の教育支援やスポーツ、文化分野は、「新しい公共」が発展する重要な活動の場です。今後、学校教育・社会教育を通じて、担い手となる人材の育成や、学習・活動の場の確保、学校や社会教育・文化・体育施設、NPOなどのネットワーク化、これらを支えるための制度改善と文化の醸成を推進します。

第2節

家庭・地域の教育力の向上と青少年の健やかな成長

平成18年12月22日に公布・施行された「教育基本法」第13条において、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新たに規定されたように、子どもたちを健やかにはぐくむためには、学校・家庭・地域が連携協力して、地域全体で教育に取り組むことが重要です。また、未来への夢や目標を抱き、社会をつくる営みに積極的に取り組むことができる青少年を育成するためには、青少年の心と体の健やかな発達を促し、正義感・倫理観などをもった豊かな人間性をはぐくむことが重要です。

1 家庭の教育力の向上に向けた取組

(1) 家庭教育の現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、近年の都市化や核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。平成20年度に文部科学省が行った「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」においても、約8割の親が家庭の教育力が低下していると実感するなどの結果が出ています。

このような状況の中で、「教育基本法」において、新たに家庭教育に関する規定(第10条)が設けられました。さらに、「教育振興基本計画」においても、国が行う重点施策として、身近な地域において

きめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促すことが盛り込まれました。

今後、家庭教育支援の充実を進める上で、地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのより良い環境を作っていくことが重要であり、孤立しがちな親や子育てに関心のない親を含む様々な状況にある子育て中の親たちに対しても、きめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題となっています。

(2) 家庭教育を支援するための取組

① 家庭教育支援基盤の形成

平成20年度は、身近な地域における家庭教育支援の基盤を形成するため、子育てサポーターリーダーを中心として、民生委員・児童委員などの地域の人材から構成する「家庭教育支援チーム」を組織し、チームが核となって家庭教育に関する情報提供や相談対応、保護者会など多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供などを行う取組を実施しました。平成21年度は、仕事などで学習機会へ参加できない、家庭教育や子育てに無関心、地域で孤立化しているといった様々な状況にある子育て中の親を支援するため、支援チームが家庭や企業を訪問して、家庭の状況に応じた相談支援をする手法の開発を行うとともに、ICTを活用した支援施策の一つとして、地域SNSを活用し、家庭教育に関する「コミュニティ」を設け、親同士の交流の促進や学習機会への参加促進などを行う調査研究を実施しました。

平成22年度は、これまでの成果を活かし、身近な地域においてすべての親が家庭教育に関する学習や相談をできる体制が整うよう、引き続き、地域人材の養成・活用等による、学校と家庭をつなぐ、地域の主体的な取組を支援していきます。

② 家庭教育に関する情報の提供

家庭教育に関する情報の提供として、親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、「家庭教育手帳」を作成し、電子コンテンツとして全国の教育委員会などに提供して、家庭教育に関する学習機会などでの活用を促しています。

③ 家庭におけるルールづくりの推進等

平成21年度は、すべての教育の出発点である家庭において、家庭で話し合うことの大切さを呼びかける「親子でつくろう我が家のルール」運動を推進するため、標語を募集し、1万2,564件の応募の中から、優れた7作品について表彰を行いました。22年度も改めて家族の絆の大切さや家庭でのルールづくりの大切さなどを呼びかける取組を(社)日本PTA全国協議会と連携して実施していきます。

加えて、家庭・学校・地域社会において、児童生徒の健やかな成長と教育の充実のために重要な役割を担うPTAについて、子どもの生活実態調査や保護者の意識調査の実施や、子どもを取り巻く様々な課題をテーマにしたシンポジウムの開催を支援することにより、PTAの活性化や保護者同士のネットワークの強化を図っています。

南魚沼市訪問型家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」の取組 (新潟県南魚沼市地域家庭教育推進協議会)

①「だんぼの部屋」からのアウトリーチ

新潟県南魚沼市内のモデル校として六日町小学校内の空き教室を利用して、訪問型家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」を設置し、そこを拠点に、六日町中学校区を範囲として活動を行っています。

「だんぼの部屋」は学校の玄関近くの教室を使用しているほか、玄関に「だんぼの部屋」専用チャイムを設けるなど、保護者が訪れやすい環境を作って活動を行っています。チーム員は部屋を訪れる保護者とのかかわりだけでなく、子どもたちのかかわりを通して家庭への訪問活動を展開しています。例えば、「だんぼの部屋」のしゃべり場サロンでのチーム員と子どもとの会話から、保護者への支援につながっていくケースがあります。また、学校内に支援チームの部屋を設置することは、学校と連携が取りやすくなるなど、成果が現れています。

具体的な支援活動としては、毎月発行している「だんぼ通信」を家庭や企業に届けたり、朝夕の児童への声掛けなど、誰もが容易にできることから始めました。ちょっとした活動でも回数を重ねることで、良好な関係づくりができました。また、チーム員が地域の人ということも安心感を与え、校区内の小・中学校や家庭への訪問件数は、声掛けなどを含めると70程度に上っています。日々の訪問活動を通して事前に問題を防止できたり、学校と連携して対応したり、専門機関につなげるなどの事例も多くありました。

学校を活動拠点にして、保護者や地域の人との関係づくりを継続していくことが、家庭教育への支援につながる最良の方法だと考えています。



読み聞かせの打合せをするチーム員

②出前講座や学校での交流の教室の開催

家庭教育の重要性や親同士のつながりを深めようと、中学校区にある2つの小学校で入学前保護者学習会を活用した家庭教育出前講座「はじめまして こんにちは」を実施しました。初対面から初めは緊張していた保護者の方も、グループワークなどで和らいだ雰囲気となり、親同士の話し合いのきっかけとなりました。また、企業へ出向いて、県と共催で「時代を担う若きお父さん応援講座」を開催し、家庭で子どもと向き合うことの大切さを伝えることができました。

他にも、時間の都合などで学校になかなか来れない家族などを対象に、週末に学校の施設を借りて、親子料理教室や工作教室を行い、保護者と学校とのパイプ役となるような取組も行っていきます。

これからも、できることから、歩みを進めていきたいと考えています。



家庭教育出前講座「はじめまして こんにちは」

(3) 子どもの基本的な生活習慣の育成に向けた取組

①子どもの基本的な生活習慣の現状

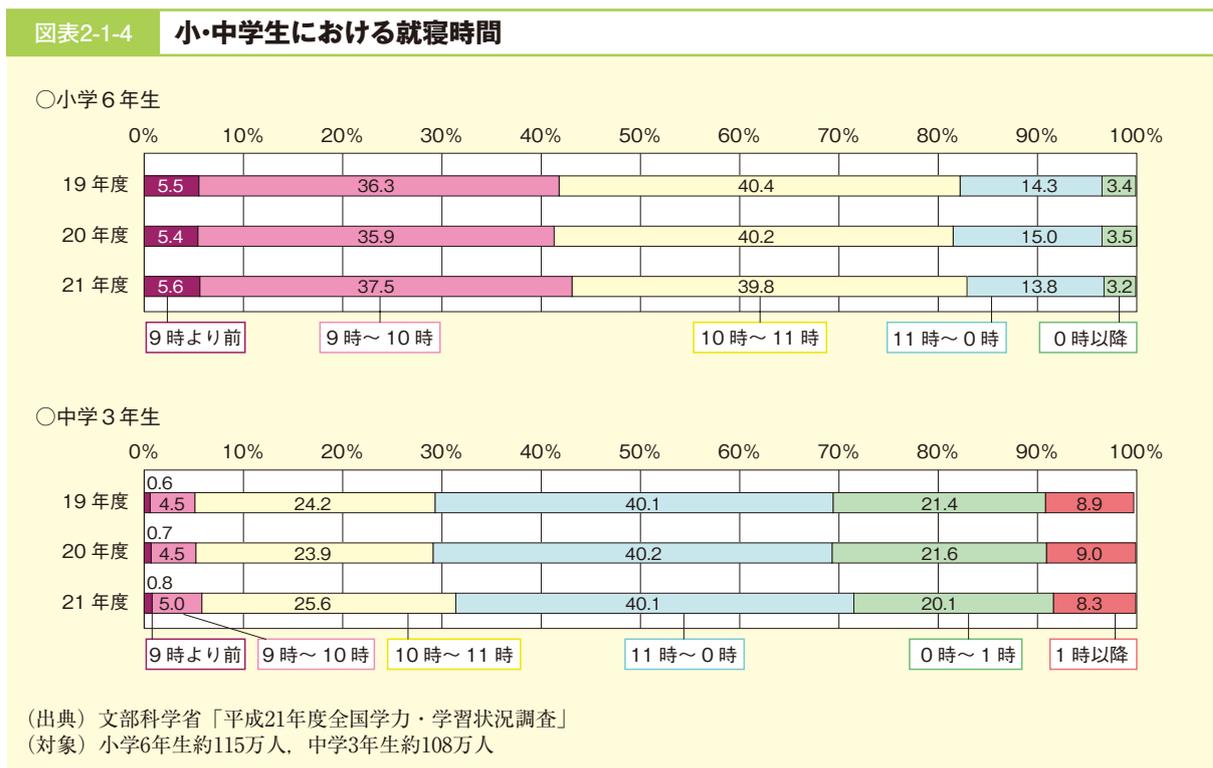
子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。しかしながら、最近の子どもたちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠である基本的な生活習慣が大きく乱れていま

す。こうした今日の子どもの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

また、子どもの基本的な生活習慣は家庭だけでなく、親の長時間労働といった社会環境の影響を受けやすいことから、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。

(i) 子どもの就寝時間

平日 23 時以降に就寝する小学生の割合は約 17%，平日 24 時以降に就寝する中学生の割合は約 28% となっています(図表 2-1-4)。



(ii) 子どもの朝食摂取

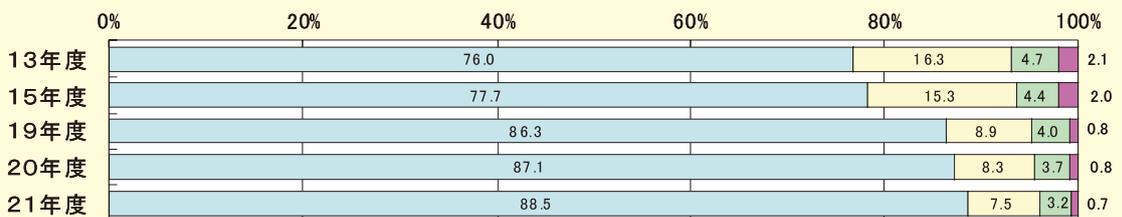
最近の調査によれば、朝食を食べないことがある小・中学生の割合は、小学生で約 11%，中学生で約 18% に達しています(図表 2-1-5)。また、毎日朝食を食べる子どもの方が、平成 21 年度「全国学力・学習状況調査」の平均正答率や、平成 21 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点が高い傾向にあることが分かっています(図表 2-1-6, 図表 2-1-7)。

こうした状況を考慮し、子どもの就寝時間や朝食摂取の状況を改善することについて、家庭だけでなく、国民全体で考え行動する社会的気運を高めていくこととしています。

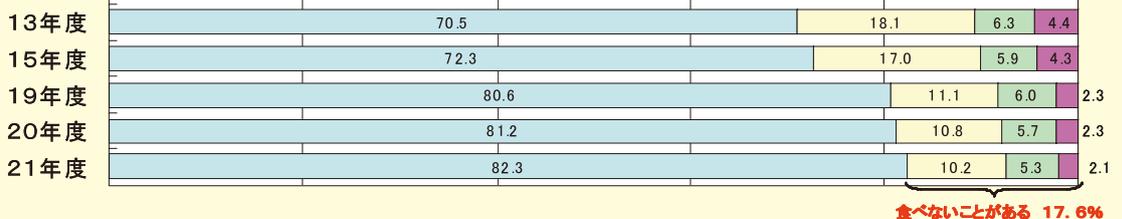
図表2-1-5 朝ごはんを食べないことがある小・中学生の割合

質問「朝食を毎日食べていますか」

○小学6年生



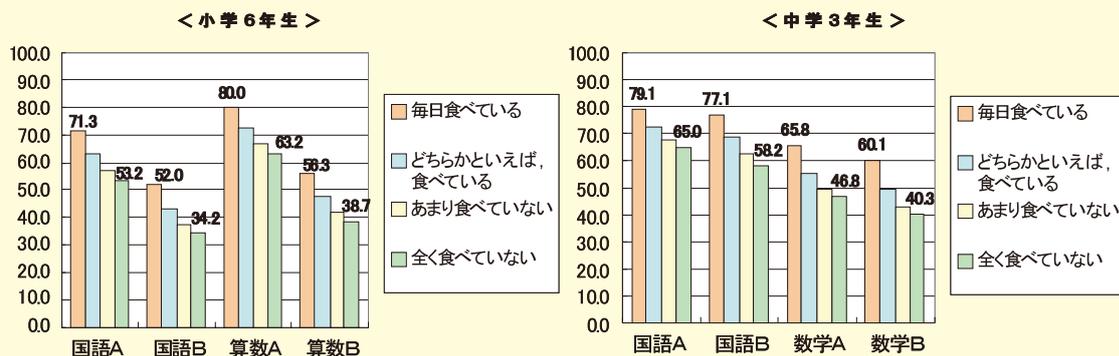
○中学3年生



■ している ■ どちらかといえば、している ■ あまりしていない ■ 全くしていない

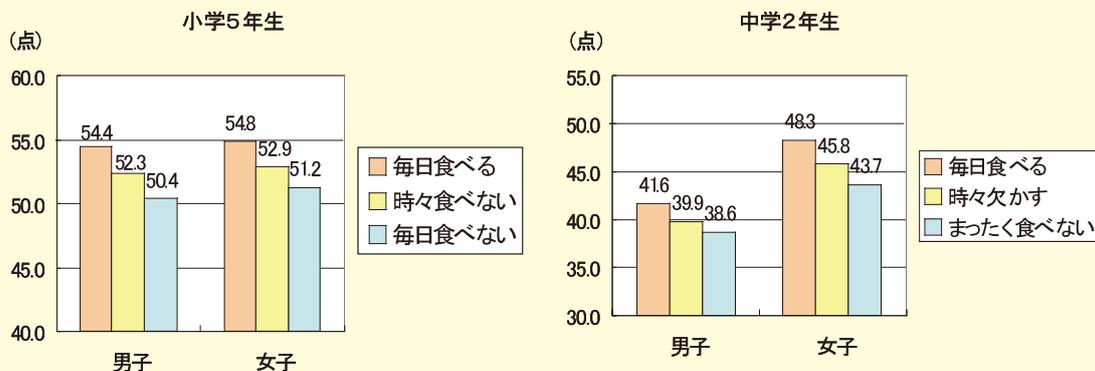
(出典) 文部科学省「平成21年度全国学力・学習状況調査」
(対象) 小学6年生約115万人、中学3年生約108万人

図表2-1-6 朝食の摂取と学力調査の平均正答率との関係



(出典) 文部科学省「平成21年度全国学力・学習状況調査」
(対象) 小学6年生約115万人、中学3年生約108万人

図表2-1-7 朝食の摂取と体力合計点との関係



(出典) 文部科学省「平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
(対象) 小学5年生約78万人、中学2年生約77万人

②「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

(i) 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会による運動の推進

平成18年4月に、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足しました。これは、PTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政など、幅広い関係団体の参加を得て、「早寝早起き朝ごはん」運動を民間主導の国民運動として推進することを目的としています。平成22年3月現在、全国協議会の会員団体数は245です。

設立以来、本運動に賛同する方々や、本全国協議会に参加する様々な団体などと共に、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を展開しています。また、本全国協議会ではコミュニティサイトにより、紙芝居や楽曲などの無料ダウンロードコンテンツなどを提供しています(早ね早おき朝ごはんコミュニティサイトについては参照：<http://www.hayanehayaoki.jp>)。



やなせたかし氏製作紙芝居「よふかしおにとはやねちゃん」

(ii) 子どもの生活習慣づくり支援事業

平成18年度から実施した「子どもの生活リズム向上プロジェクト」の成果をもとに、子どもたちの基本的な生活習慣の定着に向けた普及啓発を実施しています。

平成21年度は、全国的な普及啓発では、学校関係者等を対象とした研究協議会や、企業の社会貢献活動により取組を推進するための研究協議会を開催しました。

また、全国の学校、地域の行事などを活用し、専門家や大学生などを派遣して、子どもや保護者に対し、紙芝居や講演会などにより全国67か所で普及啓発を行いました。

地域における研究成果の普及啓発では、これまで各地域で実践された取組をもとに、全国7ブロックで「子どもの生活習慣づくりフォーラム」を開催し、基調講演やパネルディスカッションなどを実施しました。親子連れや学校関係者、民間団体などの参加があり、子どもの基本的な生活習慣の大切さについて啓発を図りました。

平成22年度は生活環境の夜型化といった社会の影響を受けやすい子どもたちの睡眠(就寝)時間の改善を中心に、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、家庭や企業への更なる理解を求めるための普及啓発などを行うとともに、地域貢献活動を行っている(社)日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)との連携による「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進していきます。



(社)日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)との連携による「早寝早起き朝ごはん」国民運動リーフレット